新旧対照表

改　正　後	現　　行
クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金交付要綱	クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金交付要綱
第１条～第８条　（現行のとおり）	第１条～第８条　　（略）
（事業期間の延長） 第９条　申請者は、やむを得ない理由により、事業に着手した日の属する年度の２月末日までに補助事業が完了しないおそれがあるときは、別に定める日までに、事業期間延長承認申請書（様式第２号）に事業の着手日又は契約日が確認できる書類を添えて知事に提出しなければならない。	（事業期間の延長） 第９条　申請者は、やむを得ない理由により、事業に着手した日の属する年度の２月末日までに補助事業が完了しないおそれがあるときは、別に定める日までに、事業期間延長承認申請書（様式第２号）に事業の着手日が確認できる書類を添えて知事に提出しなければならない。
２～４　（現行のとおり）	２～４　（略）
第10条～第14条　（現行のとおり）	第10条～第14条　（略）
附　則 この要綱は、令和３年７月16日から施行する。 この要綱は、令和３年12月27日から施行する。 この要綱は、令和４年４月13日から施行する。 この要綱は、令和５年４月14日から施行する。 この要綱は、令和６年４月12日から施行し、県の令和６年度予算に係る補助金から適用する。 令和５年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 この要綱は、令和７年４月21日から施行し、県の令和７年度予算に係る補助金から適用する。 令和６年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 この要綱は、令和７年12月22日から施行する。	附　則 この要綱は、令和３年７月16日から施行する。 この要綱は、令和３年12月27日から施行する。 この要綱は、令和４年４月13日から施行する。 この要綱は、令和５年４月14日から施行する。 この要綱は、令和６年４月12日から施行し、県の令和６年度予算に係る補助金から適用する。 令和５年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 この要綱は、令和７年４月21日から施行し、県の令和７年度予算に係る補助金から適用する。 令和６年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 この要綱は、令和７年12月22日から施行する。

改　正　後	現　　行
令和６年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 この要綱は、令和８年４月22日から施行し、令和８年度の申請に係る補助金から適用する。 令和７年度以前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。 この要綱は、令和８年11月19日から施行する。	令和６年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 この要綱は、令和８年４月22日から施行し、令和８年度の申請に係る補助金から適用する。 令和７年度以前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

改　正　後	現　　行
（現行のとおり）	様式第１号の２（第７条関係） 年　　月　　日 長野県知事　様 （申請者） 郵便番号 住　所 氏　名 電話番号 クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金　交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書 クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。 記 １　補助金交付申請額及び補助金請求額　　金　　円 ２　補助事業完了年月日　　令和　　年　　月　　日 ３　補助金の振込先 金融機関名 / 支店名 口座種別（普通　・　当座） / 口座番号 【フリガナ】口座名義　【　　】 【注意事項】 ・補助事業は令和８年４月１日から令和９年２月 26 日までに完了していることが必要です。（ただし、要綱第９条第２項により事業実施期間の延長を承認されたものを除く。） （裏面にも必ず記入してください）

改　正　後	現　　行

4　実施事業（※該当する事業のチェック欄に○を記入）

チェック欄	補助事業の区分
	第４条第１項第２号ア（太陽光発電システム＋電気自動車等）
	第４条第１項第２号イ（電気自動車等）

5　申請に関する連絡先

区　分 （どちらかに○）	申請者　・　事業者
事業者名称	
（担当者）氏名	
メールアドレス	
電話番号	

※必ずメールアドレス、電話番号の両方とも記入すること

【申請に関する連絡先について】

○補助金申請に関して県から連絡をすることがありますので、必ず記入してください。

○連絡先は、「申請者本人」か、本補助事業の実施に当たり申請者と販売契約等をする事業者のいずれかとしてください。

○連絡先のメールアドレスは常に確認できるアドレスとしてください。

6　添付書類

(1) 交付申請書兼実績報告書別紙仕様書（第４条第１項第２号事業（電気自動車等）用）
(2) 補助対象電気自動車等の販売契約書又はリース契約書の写し
(3) 補助対象電気自動車等の導入に要した費用とその内訳が分かる書類（車両本体の価格がわかる請求書又は領収書等）※割賦販売契約又はリース契約の場合は補助対象電気自動車等にかかる販売契約書又はリース契約書の写し（車両の本体にかかる金額など契約金額の内訳がわかる書類を含む）
(4) 補助対象電気自動車等の導入後の状況及び当該電気自動車等が太陽光発電システムにより発電された電気を使用することができることを確認できる写真等（申請者の居住する既存住宅に設置された太陽光発電システム、電気自動車等用の充電設備及び電気自動車等の写真等。ただし、太陽光発電システム及び電気自動車等用の充電設備の設置が完了していない場合は、太陽光発電システム及び電気自動車等用の充電器の販売契約書及び設置予定箇所の写真等をもって代えることができるものとする。）
(5) 補助対象電気自動車等の自動車検査証（※電子車検証が交付されている場合は自動車検査証記録事項を含む）の写し
(6) 補助対象電気自動車等の引渡日を確認できる書類の写し（納品書等）
(7) 県税の納税証明書（未納のない証明）（証明日が申請日以前３箇月以内のもの）
(8) 住民票の写し（発行日が申請日以前３箇月以内でマイナンバーの記載のないもの）
(9) 環境省の実施する「うちエコ診断」（WEB版に限る）の診断結果
(10) チェックリスト（第４条第１項第２号事業（電気自動車等）用）
(11) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

【第４条第１項第２号アの事業の場合は以下の書類も提出すること】

(12) 太陽光発電システムの設置に要した費用とその内訳が分かる書類請求書又は領収書等）
(13) 太陽光発電システムの設置後の状況が確認できる写真
(14) 太陽光発電システムが未使用品であることが分かる保証書等の写し
※メーカー保証書等の発行に期間を要する場合等は、補助事業に係る契約を締結した認定事業者が、補助対象設備が未使用品であることを証する書面を作成し、保証申込書と併せて添付することにより、これに代えることができる。
(15) 太陽光発電システムにかかる販売契約書

※申請にあたり、本補助金に係る交付要綱、申請要領、Q&Aを十分理解し、また、申請する補助金等の交付要件を満たしていることについて申請者が自ら確認した場合、右の欄に○を記入。

4　実施事業（※該当する事業のチェック欄に○を記入）

チェック欄	補助事業の区分
	第４条第１項第２号ア（太陽光発電システム＋電気自動車等）
	第４条第１項第２号イ（電気自動車等）

5　申請に関する連絡先

区　分 （どちらかに○）	申請者　・　事業者
事業者名称	
（担当者）氏名	
メールアドレス	
電話番号	

※必ずメールアドレス、電話番号の両方とも記入すること

【申請に関する連絡先について】

○補助金申請に関して県から連絡をすることがありますので、必ず記入してください。

○連絡先は、「申請者本人」か、本補助事業の実施に当たり申請者と販売契約等をする事業者のいずれかとしてください。

○連絡先のメールアドレスは常に確認できるアドレスとしてください。

6　添付書類

(1) 交付申請書兼実績報告書別紙仕様書（第４条第１項第２号事業（電気自動車等）用）
(2) 補助対象電気自動車等の販売契約書又はリース契約書の写し
(3) 補助対象電気自動車等の導入に要した費用とその内訳が分かる書類（車両本体の価格がわかる請求書又は領収書等）※割賦販売契約又はリース契約の場合は補助対象電気自動車等にかかる販売契約書又はリース契約書の写し（車両の本体にかかる金額など契約金額の内訳がわかる書類を含む）
(4) 補助対象電気自動車等の導入後の状況及び当該電気自動車等が太陽光発電システムにより発電された電気を使用することができることを確認できる写真等（申請者の居住する既存住宅に設置された太陽光発電システム、電気自動車等用の充電設備及び電気自動車等の写真等。ただし、太陽光発電システム及び電気自動車等用の充電設備の設置が完了していない場合は、太陽光発電システム及び電気自動車等用の充電器の販売契約書及び設置予定箇所の写真等をもって代えることができるものとする。）
(5) 補助対象電気自動車等の自動車検査証（※電子車検証が交付されている場合は自動車検査証記録事項を含む）の写し
(6) 補助対象電気自動車等の引渡日を確認できる書類の写し（納品書等）
(7) 県税の納税証明書（未納のない証明）（証明日が申請日以前３箇月以内のもの）
(8) 住民票の写し（発行日が申請日以前３箇月以内でマイナンバーの記載のないもの）
(9) 環境省の実施する「うちエコ診断」（WEB版に限る）の診断結果
(10) チェックリスト（第４条第１項第２号事業（電気自動車等）用）
(11) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

【第４条第１項第２号アの事業の場合は以下の書類も提出すること】

(12) 太陽光発電システムの設置に要した費用とその内訳が分かる書類請求書又は領収書等）
(13) 太陽光発電システムの設置後の状況が確認できる写真
(14) 太陽光発電システムが未使用品であることが分かる保証書等の写し
※メーカー保証書等の発行に期間を要する場合等は、補助事業に係る契約を締結した認定事業者が、補助対象設備が未使用品であることを証する書面を作成し、保証申込書と併せて添付することにより、これに代えることができる。
(15) 太陽光発電システムにかかる販売契約書

※申請にあたり、本補助金に係る交付要綱、申請要領、Q&Aを十分理解し、また、申請する補助金等の交付要件を満たしていることについて申請者が自ら確認した場合、右の欄に○を記入。

様式第１号の３（第７条の２関係）

年　月　日

長野県知事　様

（申請者）

郵便番号	
住　所	
氏　名	
電話番号	

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金　交付申請及び実績報告にかかる特例承認申請書

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金交付要綱第７条第２項の規定により、交付申請及び実績報告にかかる特例を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　補助事業の実施予定

補助事業の区分	補助事業着手~~契約~~日	補助事業完了予定日
交付要綱第４条第１項第１号の事業	令和　年　月　日	令和　年　月　日
交付要綱第４条第１項第２号の事業	令和　年　月　日	令和　年　月　日

２　添付書類

（１）交付要綱第４条第１項第１号の事業の実施にかかる契約書等

（２）交付要綱第４条第１項第２号の事業の実施にかかる契約書等

※契約日及び契約の完了日が明記されているものであること

３　申請に関する連絡先

区　分 （どちらかに○）	申請者　・　事業者
事業者名称	
（担当者）氏名	
メールアドレス	
電話番号	

※必ずメールアドレス、電話番号の<u>両方とも</u>記入すること

【申請に関する連絡先について】
○補助金申請に関して県から連絡をすることがありますので、必ず記入してください。
○連絡先は、「申請者本人」か、本補助事業の実施に当たり申請者と販売契約等をする事業者のいずれかとしてください。
○連絡先のメールアドレスは常に確認できるアドレスとしてください。

様式第１号の３（第７条の２関係）

年　月　日

長野県知事　様

（申請者）

郵便番号	
住　所	
氏　名	
電話番号	

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金　交付申請及び実績報告にかかる特例承認申請書

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金交付要綱第７条第２項の規定により、交付申請及び実績報告にかかる特例を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　補助事業の実施予定

補助事業の区分	補助事業着手日	補助事業完了予定日
交付要綱第４条第１項第１号の事業	令和　年　月　日	令和　年　月　日
交付要綱第４条第１項第２号の事業	令和　年　月　日	令和　年　月　日

２　添付書類

（１）交付要綱第４条第１項第１号の事業の実施にかかる契約書等

（２）交付要綱第４条第１項第２号の事業の実施にかかる契約書等

※契約日及び契約の完了日が明記されているものであること

３　申請に関する連絡先

区　分 （どちらかに○）	申請者　・　事業者
事業者名称	
（担当者）氏名	
メールアドレス	
電話番号	

※必ずメールアドレス、電話番号の両方とも記入すること

【申請に関する連絡先について】
○補助金申請に関して県から連絡をすることがありますので、必ず記入してください。
○連絡先は、「申請者本人」か、本補助事業の実施に当たり申請者と販売契約等をする事業者のいずれかとしてください。
○連絡先のメールアドレスは常に確認できるアドレスとしてください。

様式第２号（第９条関係）

年　月　日

長野県知事　様

（申請者）

郵便番号	
住　所	
氏　名	

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金　事業期間延長承認申請書

次の補助事業について下記のとおり事業期間を延長したいので、クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金交付要綱第９条第１項の規定により申請します。

記

補助事業の区分 （該当するものに○）	交付要綱第4条第（ １ ・ ２ ）項（ ア ・ イ ・ ウ ・ エ ・ オ ・ カ ）
交付申請予定額	円
事業着手日	年　月　日
延長後の事業完了日	年　月　日
事業期間を延長する理由	

【申請に関する連絡先】※必ずメールアドレス、電話番号の両方とも記入すること

区　分 （どちらかに○）	申請者　・　事業者
事業者名称	
担当者氏名	
メールアドレス	
電話番号	

区分が事業者の場合のみ記載

【添付書類】

・事業の着手日又は契約日が確認できる書類（契約書等）

様式第２号（第９条関係）

年　月　日

長野県知事　様

（申請者）

郵便番号	
住　所	
氏　名	

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金　事業期間延長承認申請書

次の補助事業について下記のとおり事業期間を延長したいので、クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金交付要綱第９条第１項の規定により申請します。

記

補助事業の区分 （該当するものに○）	交付要綱第4条第（ １ ・ ２ ）項（ ア ・ イ ・ ウ ・ エ ・ オ ・ カ ）
交付申請予定額	円
事業着手日	年　月　日
延長後の事業完了日	年　月　日
事業期間を延長する理由	

【申請に関する連絡先】※必ずメールアドレス、電話番号の両方とも記入すること

区　分 （どちらかに○）	申請者　・　事業者
事業者名称	
担当者氏名	
メールアドレス	
電話番号	

区分が事業者の場合のみ記載

【添付書類】

・事業の着手日が確認できる書類（契約書等）

改　正　後	現　　行
（現行のとおり）	

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金
交付申請兼実績報告　チェックリスト
（交付要綱第4条第1項第2号事業（電気自動車等）用）

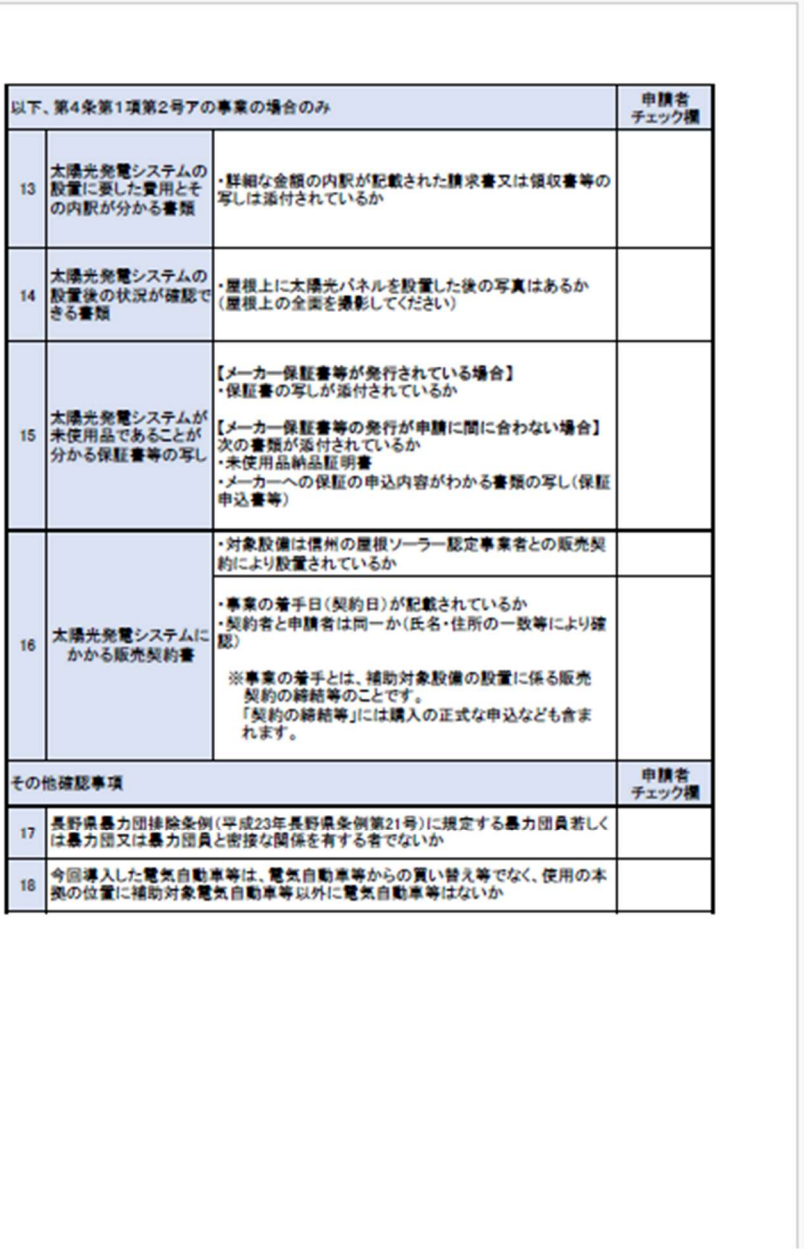
申請者：

事業者：

	書類	確認内容	申請者チェック欄
	宣誓	電気自動車等からの買い替え等でなく、使用の本拠の位置に他の電気自動車等がない	
1	交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書（様式第1号の2）	・補助事業完了年月日は、引渡日又は保証書等に記載の保証開始日と一致しているか ・裏面の記載漏れはないか	
		・申請日は、補助事業完了年月日から30日以内か	
		・振込先口座は申請者本人名義か	
2	交付申請書兼実績報告書別紙仕様書（交付要綱第4条第1項第2号事業（電気自動車等）用）	【太陽光発電システムを設置する場合】 ・太陽光パネル又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の値が10キロワット未満のものであるか ・補助事業完了年月日は、保証書等に記載の引渡日又は保証開始日と一致しているか 【電気自動車等を導入する場合】 ・経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象車両として登録されている車両か ・型式は自動車検査証と一致しているか ・初度登録（検査）年月日は、自動車検査証と一致しているか ・補助事業完了年月日は、引渡日と一致しているか ・車両本体の導入に要する経費は、請求書又は領収書から確認できるか	
3	補助対象電気自動車等の販売契約書又はリース契約書の写し	・契約者は申請者と同一か（氏名・住所の一致等により確認） ・リース契約の場合は、リース期間が処分制限期間（4年）よりも長いか	
4	補助対象電気自動車等の設置に要した費用とその内訳が分かる書類（請求書又は領収書等）	・請求書又は領収書に電気自動車等に係る金額の内訳が記載されているか（見積の内訳は不可）	

改　正　後			
5	補助対象電気自動車等の導入後の状況及び当該電気自動車等が太陽光発電システムにより発電された電気を使用することができることを確認できる写真等	~~【共通】~~ ・電気自動車等用の充電器（普通充電器、V2H）が設置されていることがわかるか（充電器の設置場所及び型番がわかるか） ~~【太陽光発電設備及び充電設備が設置済みの場合】~~ ・申請者の住宅の屋根上に太陽光パネルが載っていることが確認できるか ・申請者の住宅に電気自動車等用の充電設備が設置されており、それにより本補助金を活用して導入した電気自動車等に充電ができることを確認できるか（充電地点に駐車している電気自動車等の写真） ・電気自動車等の車両番号（ナンバープレート）が確認できるか ~~【太陽光発電設備及び充電設備が未設置の場合】~~ ~~・申請者の住宅において、太陽光パネルと電気自動車等用の充電設備を年度内に設置する契約が締結されており、設置予定箇所が確認できるか~~ ~~・設置予定の電気自動車等用の充電設備により、電気自動車等に充電ができることを確認できるか（充電地点に駐車している電気自動車等の写真）~~ ~~・電気自動車等の車両番号（ナンバープレート）が確認できるか~~	
6	補助対象電気自動車等の自動車検査証（※電子車検証が交付されている場合は自動車検査証記録事項を含む）の写し	・初度登録（検査）年月日は、交付申請と同一年度内か ・使用者は申請者と同一か ・使用の本拠の位置は申請者の住所と同一か ・燃料の種類に電気の記載はあるか（「電気」「ガソリン・電気」等） ・自家用・事業用の別の欄は自家用か	
7	補助対象電気自動車等の引渡日を確認できる書類の写し（納品書等）	・引渡日（納車日）が確認できる納品書等が添付されているか。	
8	県税の納税証明書（未納のない証明）	・申請日以前3ヶ月以内に発行されているか ・県税事務所で発行されたものか ※県税の納税証明書は県税事務所で発行します。 市町村役場では発行できません。 ※原本である必要はありません	
9	住民票の写し	・原本である必要はありません ・申請日以前3ヶ月以内に発行したものか ・マイナンバーが記載されていないもの	
10	環境省の実施する「うちエコ診断」（WEB版に限る。）の診断結果	・WEB版であるか（対面式ではないか） ・「取組みたい対策」の選択まで完了しているか 【うちエコ診断URL】：https://webapp.uchieco-shindan.jp/	
11	チェックリスト（電気自動車等用）	・必要なチェック欄をすべて記入しているか ・電気自動車等用のチェックリストを使用しているか	
12	その他	紙による申請の場合は、申請書類を2部提出しているか	

現　　行			
5	補助対象電気自動車等の導入後の状況及び当該電気自動車等が太陽光発電システムにより発電された電気を使用することができることを確認できる写真等	【共通】 ・電気自動車等用の充電器（普通充電器、V2H）が設置されていることがわかるか（充電器の設置場所及び型番がわかるか） 【太陽光発電設備及び充電設備が設置済みの場合】 ・申請者の住宅の屋根上に太陽光パネルが載っていることが確認できるか ・申請者の住宅に電気自動車等用の充電設備が設置されており、それにより本補助金を活用して導入した電気自動車等に充電ができることを確認できるか（充電地点に駐車している電気自動車等の写真） ・電気自動車等の車両番号（ナンバープレート）が確認できるか 【太陽光発電設備及び充電設備が未設置の場合】 ・申請者の住宅において、太陽光パネルと電気自動車等用の充電設備を年度内に設置する契約が締結されており、設置予定箇所が確認できるか ・設置予定の電気自動車等用の充電設備により、電気自動車等に充電ができることを確認できるか（充電地点に駐車している電気自動車等の写真） ・電気自動車等の車両番号（ナンバープレート）が確認できるか	
6	補助対象電気自動車等の自動車検査証（※電子車検証が交付されている場合は自動車検査証記録事項を含む）の写し	・初度登録（検査）年月日は、交付申請と同一年度内か ・使用者は申請者と同一か ・使用の本拠の位置は申請者の住所と同一か ・燃料の種類に電気の記載はあるか（「電気」「ガソリン・電気」等） ・自家用・事業用の別の欄は自家用か	
7	補助対象電気自動車等の引渡日を確認できる書類の写し（納品書等）	・引渡日（納車日）が確認できる納品書等が添付されているか。	
8	県税の納税証明書（未納のない証明）	・申請日以前3ヶ月以内に発行されているか ・県税事務所で発行されたものか ※県税の納税証明書は県税事務所で発行します。 市町村役場では発行できません。 ※原本である必要はありません	
9	住民票の写し	・原本である必要はありません ・申請日以前3ヶ月以内に発行したものか ・マイナンバーが記載されていないもの	
10	環境省の実施する「うちエコ診断」（WEB版に限る。）の診断結果	・WEB版であるか（対面式ではないか） ・「取組みたい対策」の選択まで完了しているか 【うちエコ診断URL】：https://webapp.uchieco-shindan.jp/	
11	チェックリスト（電気自動車等用）	・必要なチェック欄をすべて記入しているか ・電気自動車等用のチェックリストを使用しているか	
12	その他	紙による申請の場合は、申請書類を2部提出しているか	

改　正　後	現　　行
（現行のとおり）	

以下、第4条第1項第2号アの事業の場合のみ			申請者チェック欄
13	太陽光発電システムの設置に要した費用とその内訳が分かる書類	・詳細な金額の内訳が記載された請求書又は領収書等の写しは添付されているか	
14	太陽光発電システムの設置後の状況が確認できる書類	・屋根上に太陽光パネルを設置した後の写真はあるか（屋根上の全面を撮影してください）	
15	太陽光発電システムが未使用品であることが分かる保証書等の写し	【メーカー保証書等が発行されている場合】 ・保証書の写しが添付されているか 【メーカー保証書等の発行が申請に間に合わない場合】 次の書類が添付されているか ・未使用品納品証明書 ・メーカーへの保証の申込内容がわかる書類の写し（保証申込書等）	
16	太陽光発電システムにかかる販売契約書	・対象設備は信州の屋根ソーラー認定事業者との販売契約により設置されているか	
		・事業の着手日（契約日）が記載されているか ・契約者と申請者は同一か（氏名・住所の一致等により確認） ※事業の着手とは、補助対象設備の設置に係る販売契約の締結等のことです。 「契約の締結等」には購入の正式な申込なども含まれます。	
その他確認事項			申請者チェック欄
17	長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないか		
18	今回導入した電気自動車等は、電気自動車等からの買い替え等でなく、使用の本拠の位置に補助対象電気自動車等以外に電気自動車等はないか		